

公布された条例等のあらまし

◇島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 規則の概要

規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第36号

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則（昭和59年島根県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「労働委員会の議事」を「総会、公益委員会議その他の労働委員会の会議」に改め、同条第11号中「地方公営企業」を「地方公営企業等」に改め、同条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「相談」を「助言」に改め、同号を同条第17号とする。

第5条第4号中「命令」を「命令し、又は休日の代休日を指定」に改め、同条第6号中「及び通勤手当」を「、通勤手当及び単身赴任手当」に改め、同条第7号を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。